

旭川市除雪作業援助に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民委員会、町内会等の市民組織（以下「市民委員会等」という。）が自主的に地域内の市道及び市道に準ずる道路の除雪作業を実施する場合において、本市が行う援助に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の援助)

第2条 市の援助は、除雪した雪の積込み作業又は運搬作業のいずれか一方とする。

2 前項の援助は、市が市民委員会等の属する区域の地区総合除雪維持業務を委託している者（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

(実施期間及び作業時間)

第3条 実施期間は、毎年12月20日から翌年3月20日までとする。

2 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。

(援助の回数)

第4条 援助の回数は、一の実施期間において1回とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(申請の手続)

第5条 援助を受けようとする市民委員会等（以下「申請者」という）は、代表者名で当該援助を受けようとする5日前までに除雪作業援助申請書（様式第1号）を受託者が設置する除雪センターを経由して市長に提出することにより申請しなければならない。

2 受託者は、前項の申請があった場合には、速やかに現地を確認し、援助に必要な機械等の機種、台数等及び援助の内容について計画書を作成し、前項の除雪作業援助申請書に添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、援助の必要があると認めたときは、雪堆積場の指定その他業務の履行に関し必要な事項を受託者に指示するものとする。

(申請の不承認及び援助の変更又は中止)

第6条 市長は、次の各号に該当するときは、申請を承認しないこととし、その旨を申請者に通知するものとする。

(1) 援助に係る市の予算を超過するおそれがあるとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

(3) その他援助が不要であると認められるとき。

2 受託者は、次の各号に該当するときは、援助する日時を変更し、又は援助を中止するとともに、速やかにその旨を市長に報告し、指示を受けなければならない。

(1) 援助する日又はその前日の降雪量が多く、援助の実施により地区総合除雪維持業務の実施に支障があると認められるとき。

(2) 援助に要する機械等に故障その他やむを得ない事由が生じたとき。

(3) 申請者が作業日若しくは作業時間を変更し、又は作業を中止したとき。

3 受託者は、前項第1号又は第2号に掲げる理由により援助する日時を変更し、又は援助を中止するときは、事前に申請者に通知しなければならない。

(事前協議)

第7条 申請者と受託者は、除雪作業を行う前に、次に掲げる事項について十分協議しなければならない。

(1) 作業方法

(2) 交通安全

(3) 作業中の安全対策

(4) その他必要な事項

(受託者の責務)

第8条 受託者は、効率的かつ円滑に除雪作業ができるよう申請者に協力しなければならない。

2 受託者は、作業における事故防止に最大限の注意を払わなければならない。

3 受託者は、作業完了後、申請者の代表者の確認を受けた除雪運転日報（様式2号）を市長に提出しなければならない。

(申請者の責務)

第9条 申請者は、作業中における事故の防止に最大限の注意を払わなければならない。

2 申請者は、通行止め等の交通規制を行うときは、所管警察署と十分協議を行わなければならない。

3 申請者は、運搬車両に対応した積込み機械（人力で積み込む場合を除く。）又は運搬車両を用意し、除雪作業を円滑に行うために必要な措置を執らなければならない。

4 申請者は、除雪作業の開始及び完了を確認し、市民委員会等の代表者が責任を持って除雪運転日報に記名押印しなければならない。

- 5 除雪した雪の積込み作業について援助を受けた申請者は、除雪作業により搬出される雪を市が設置する最寄りの雪堆積場に搬入しなければならない。ただし、土地所有者の承認を得るなどの方法により申請者の責任において確保した場所に搬出した雪を投棄する場合は、この限りでない。

附 則

この基準は、平成8年10月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年9月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年9月1日から施行する。